議案第96号　説明資料

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第１条関係）の該当部分　新旧対照表

現　行　条　例	改　正　条　例
○幕別町職員の給与に関する条例 （昭和26年３月10日　条例第３号） 第１条～第13条　　略 （宿日直手当） 第14条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき4,700円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては7,050円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 第15条及び第15条の２　　略 （期末手当） 第16条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第16条の３までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　　略	○幕別町職員の給与に関する条例 （昭和26年３月10日　条例第３号） 第１条～第13条　　略 （宿日直手当） 第14条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき5,000円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては7,500円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 第15条及び第15条の２　　略 （期末手当） 第16条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第16条の３までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　　略

現　行　条　例	改　正　条　例
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。
４～６　　略	４～６　　略
第16条の２及び第16条の３　　略	第16条の２及び第16条の３　　略
（勤勉手当） 第17条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。	（勤勉手当） 第17条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額	⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額	⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額
３～５　　略	３～５　　略
第18条～第23条　　略	第18条～第23条　　略
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）

現　行　条　例

行政職給料表　（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500

改　正　条　例

行政職給料表　（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200

現　行　条　例							
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	

改　正　条　例							
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	

現　行　条　例							
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				

改　正　条　例							
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100		
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400		
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700		
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900		
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100		
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400		
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700		
84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900		
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100		
86	275,500	315,300	366,500				
87	275,800	315,600	366,900				
88	276,100	315,900	367,300				
89	276,400	316,200	367,500				
90	276,700	316,500	367,900				
91	277,000	316,800	368,300				
92	277,300	317,100	368,700				
93	277,600	317,300	368,900				
94		317,500	369,200				
95		317,800	369,600				
96		318,200	369,900				
97		318,400	370,200				
98		318,700	370,600				
99		319,000	371,000				
100		319,400	371,400				
101		319,600	371,900				
102		319,900	372,300				
103		320,200	372,700				
104		320,500	373,100				

現　行　条　例								
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800

改　正　条　例								
	105		320,700	373,600				
	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第２条関係）の該当部分　新旧対照表

現　行　条　例	改　正　条　例
○幕別町職員の給与に関する条例 （昭和26年３月10日　条例第３号） 第１条～第15条　　略 （期末手当） 第16条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第16条の３までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 ４～６　　略 第16条の２及び第16条の３　　略 （勤勉手当） 第17条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日	○幕別町職員の給与に関する条例 （昭和26年３月10日　条例第３号） 第１条～第15条　　略 （期末手当） 第16条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第16条の３までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 ４～６　　略 第16条の２及び第16条の３　　略 （勤勉手当） 第17条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日

現　行　条　例	改　正　条　例
前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額 ３～５　　略 第18条～第23条　　略	前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額 ３～５　　略 第18条～第23条　　略